

## 前年度社会福祉大会決議事項の結果

令和5年10月16日に開催した第70回富山県社会福祉大会における決議事項について、富山県、富山県議会など関係方面に要望書を手渡し、その実現を強く要望しました。その結果の概要は次のとおりです。

### 1. 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の基盤強化と包括的な支援の提供について

#### (1) 「ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業」の実施地区数増加に伴うケアネットセンター運営費補助基準上限額の撤廃と地域総合福祉活動（ふれあい型）事業補助金の継続

（要望した結果報告）

- ・「ケアネット21事業」については、引き続き実施地区数が増加するよう支援するとともに、専門職（機関）と連携するケアネット活動コーディネーターを対象とした研修、あるいはケアネットチームの中核となる地域リーダー養成の取組みに対して助成するなど、ケアネット活動の質的な向上を支援していくこととされている。
- ・地域総合福祉活動「ふれあい型事業」については、補助体系の見直しにあたり、市町村や市町村社協と調整が行われた結果、重層的支援体制整備事業等を活用して事業を継続することとされている。

#### (2) 包括的支援体制の整備に向けた市町村への地域福祉計画策定支援並びに『重層的支援体制整備事業（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）』の移行準備事業・都道府県後方支援事業等の拡充

（要望した結果報告）

- ・市町村や社会福祉協議会を対象とした「重層的支援体制整備事業移行支援研修会」を実施されている。今後とも国の動向を把握しながら、市町村における包括的支援体制の整備について、社会福祉協議会と連携を図り、支援していくこととされている。

### (3) 市町村社会福祉協議会の組織・機能強化への支援拡充

(要望した結果報告)

- ・福祉に対するニーズがますます多様化・複雑化する中、市町村社協の果たす役割は大きなものであることから、国の動向を踏まえながら必要な支援を行うこととされている。

### (4) 民生委員・児童委員活動に対する関心と理解を醸成するための広報及び活動環境の充実強化並びに民生委員・児童委員の地域活動に必要な知識習得を図る研修の充実

(要望した結果報告)

- ・地域住民に最も身近な福祉活動の担い手である民生委員・児童委員の活動については、引き続き広く県民に周知を図るとともに、関係団体との連携強化に努めることとされている。
- ・地域住民が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、民生委員・児童委員に求められる知識や能力も高度化しており、民生委員・児童委員が地域での活動に必要な知識を習得できるよう、レベルに応じた研修目標を定め、引き続き研修内容の充実に努めることとされている。

### (5) 日常生活自立支援事業の利用者の増加や福祉・生活課題の複雑化・複合化に対応するための実施体制の強化

(要望した結果報告)

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業については、全市町村社協で実施体制が整備されているところである。専門員の配置支援については、利用者数の増加状況を考慮し、所要額を確保するとともに、相談件数の増加状況と国の支援動向に注視しつつ、引き続き必要な支援を行うこととされている。

### (6) 市町村における成年後見制度中核機関の整備促進と市民後見人の育成、成年後見制度利用支援事業の対象拡充など、総合的かつ計画的な権利擁護支援体制の構築

(要望した結果報告)

- ・市町村における体制整備に向け、働きかけを行うとともに、人材育成等に関する取組みや中核機関職員・市町村職員等の関係者の資質向上に資する研修の実施等、必要な支援に努めることとされている。

(7) 県条例や「ヘルプマーク」、「ゆずりあいパーキング」の周知・啓発、幼少期からの福祉教育による「心のバリアフリー」推進など、誰もが安心して暮らせる地域づくりのための基盤整備の充実

(要望した結果報告)

- ・児童・生徒が地域で取り組むボランティア学習の推進など、ボランティア活動への参加促進を支援することとされている。
- ・これまで、相談対応やガイドラインの策定、障害特性や合理的配慮に関するブックレットの作成や研修等への講師派遣を通して、障害や障害者に対する正しい理解の浸透に努められてきた。
- ・平成30年度には、「ヘルプマーク」が導入されたほか、県条例やヘルプマークについて分かりやすく解説した中学生向けの読本も作成し、将来を担う人材に対しても普及啓発を行っている。また「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」については令和2年4月から利用が開始されたところである。
- ・今後も関係団体と連携し、共生社会の実現に向けて取り組むこととされている。

(8) すべての子どもの最善の利益を保障するため、児童虐待防止への対応の強化及び貧困の連鎖の解消に向けたきめ細かな支援

(要望した結果報告)

- ・児童虐待防止への対応の強化に向け、C i C 5階に整備する「富山県こども総合サポートプラザ」は、富山児童相談所こども相談センターのほか、こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター、総合教育センターの教育相談窓口といった県のこどもに関する相談機関を集約して配置することとされている。また、県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に整備する「富山児童相談所養育・援助センター（仮称）」は、一時保護児童の心のケアや、虐待や発達障害により医療や心理治療を必要とするこどもや家庭に対し、新たに整備する児童心理治療施設など、隣接する関係機関と連携した支援が行える体制とすることとされている。
- ・貧困の連鎖の防止に向けては、令和2年3月に策定された「次世代につなぐとやまっ子みらいプラン」に基づき、学習支援や経済的支援、保護者への就労支援など、総合的に取り組まれているところである。
- ・不登校など様々な困難を抱える子どもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、市町村との連携により、民間団体における「居場所の開設」や「特色ある取組み」を支援することとされている。
- ・子どもの貧困対策は、教育、生活、就労、経済支援など多岐にわたって切れ目のない支援を行う必要があるとあり、今後とも関係部局、関係機関が連携して、貧困の連鎖の防止に向けた施策の充実を図ることとされている。

(9) こどもまんなか社会の実現に向け、すべての子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応した保育・社会的養護関係施策の充実、ひとり親家庭及び児童養護施設退所者等の自立に対する支援強化

（要望した結果報告）

- ・社会的養護関係施策の充実、児童養護施設退所者等の自立に対する支援強化のため、国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた「富山県社会的養育推進計画」が令和2年3月に策定された。この計画に基づいた里親委託や施設の小規模化等の推進、児童養護施設退所者等への支援など、引き続き社会的養護関係施策の充実に取り組むこととされている。
- ・ひとり親家庭の自立に対する支援強化のため、児童扶養手当の支給、医療費の助成、修学資金等の貸付、放課後児童クラブ利用料等の助成などの「経済的支援」や、就業相談や就業支援講習会の開催、資格取得に係る給付金の支給、償還免除付き住宅支援資金貸付などの「就労支援」が実施されている。

2. ウィズコロナ時代において県民の生命と生活を維持するための福祉支援の継続提供に向けた支援について

(1) コロナ禍や物価高騰の影響などによる生活困窮者等の増大に対処できる生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充

（要望した結果報告）

- ・コロナ禍や物価高騰の影響を受ける生活困窮者へのきめ細やかな支援に取り組んでいるところであり、相談支援体制の強化が図られるよう、必要な予算の確保に努めるとともに、生活困窮者の自立につながるよう、市町村や社会福祉協議会の自立相談支援機関とも十分に連携を図りながら、対応していくこととされている。

- (2) 「障害者優先調達推進法」に基づく調達目標額の増加やイベントの実施による売上の拡大、新規作業のための設備投資への補助制度の導入。また、資材・材料費の値上げや燃料費高騰に伴う財政的支援など、障がいのある方の働く場の確保・雇用の拡大・工賃向上に向けた取組み及び就労支援体制のより一層の強化

（要望した結果報告）

- ・「第5期富山県工賃向上支援計画」では、①事業所に向けた工賃向上のための研修やアドバイザー派遣、②共同受注窓口の設置、③事例集を活用したPRなどに取り組み、目標工賃を上回る実績となっている。
- ・県庁各所属への優先調達の働きかけが一層強化されているほか、障害者就労施設等が受注可能な業務の掘り起こしなどにも努められている。
- ・多様な就労の場として期待されている農福連携について、令和2年度から農福連携コーディネーターを配置し、農業経営体と就労継続事業所とのマッチング支援、農作業の受託の際に事業所の職員や利用者に農業技術を指導するアドバイザー派遣を実施されている。さらに、農福連携マルシェ事業について、地域密着型のミニマルシェを含め、県内5か所で開催したところであり、引き続き、市町村や関係機関、関係団体等と連携しながら、障害者の働く場の確保や、工賃の向上に努めていくこととされている。
- ・障害者の就労支援のため、個別支援、就労相談などを行う交流会の開催、障害者雇用の優良企業への訪問見学、障害者を雇用するためのセミナーの開催、障害者就業・生活支援センターを通じた就業体験や、ヤングジョブとやまによるインターンシップ体験、短期の職場実習が実施されている。令和6年度からは、新たに採用者と企業担当者へのカウンセリングなど就職後の定着支援を行うことで、就職から職場定着まで切れ目のない支援を実施することとされている。
- ・毎年9月に労働局との共催による障害者合同就職面接会が開催されており、今後とも、富山労働局など関係機関と緊密に連携しながら、障害のある方の雇用や職場定着を促進していくこととされている。

- (3) 感染対策を考慮した市町村における福祉避難所の運営支援及び必要物品の整備並びに高齢者・障がいのある方など要配慮者への適切な対応を含めた福祉的視点による災害ケースマネジメントができる人材の配置と養成

（要望した結果報告）

- ・市町村の個別避難計画の策定を進めるため、市町村担当者を対象とした研修会等を開催するほか、福祉避難所数の増加を図り、要配慮者の直接避難の受け入れを促進するため、全国の好事例を情報共有するなど、市町村支援に取り組まれている。
- ・福祉避難所における感染症対策として、感染症対策物資の現物備蓄や関係企業・団体との協定締結が進められており、災害時には備蓄物資を円滑に供給できるよう取り組むこととされている。

### 3 福祉人材の確保・定着、育成について

#### (1) 富山県福祉人材センター及び富山県保育士・保育所支援センターの機能強化

(要望した結果報告)

- ・福祉魅力体験ツアー等による若者等への介護の魅力PRや、学費等の貸付による資格取得支援、専門相談員の配置による就労支援の強化や中堅職員の表彰等による職場定着支援など、総合的な福祉・介護人材の確保における富山県福祉人材センターの役割は非常に大きいところであり、各種の福祉人材確保対策事業の実施に向けた予算措置などを通じて、引き続き支援することとされている。
- ・富山県保育士・保育所支援センターにおいては、保育士等からの相談対応、潜在保育士の掘り起こしやマッチング、経営者を対象とした研修や就職準備金・修学資金の貸付事業などが実施されているところであり、今後とも、同センターを中心とした保育士確保の取組みを進めていくこととされている。

#### (2) 福祉・介護、保育の仕事の意義や魅力を伝える取組みや学びの場の拡充及び市町村による取組みの強化

(要望した結果報告)

- ・富山県福祉人材センターを総合窓口として、中学校・高校への出前講座や福祉施設での体験学習にかかるマッチング等が実施されているところであるが、人材の確保を進めていくには、県民に幅広く福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを伝えていくことが重要であることから、予算を有効活用しながら事業を拡充していくこととされている。
- ・就職説明会の開催、高校生の保育所体験バスツアーの実施や、保育の魅力をPRするリーフレットの配布を行うこととしており、次世代を担う保育人材の確保に努めることとされている。

### (3) 物価高騰や経済情勢に応じた抜本的な処遇改善やキャリアパスの確立、介護福祉士等修学資金・保育士修学資金等による福祉人材の確保及び資質向上

(要望した結果報告)

- ・介護福祉士等修学資金の貸付については、平成29年度からの高校生の内定制度や外国人留学生への貸付開始など、県社協と連携しながらニーズに応じた制度の拡充を行い、令和3年度からは、福祉系高校に通う学生への修学資金貸付や他分野からの介護分野等へ就職した方に対する就職支援準備金の貸付を開始したところである。今後とも、修学資金等による支援を継続して行えるよう、貸付原資の追加について、国からの照会等の機会を利用して適切に対応することとされている。
- ・令和6年度報酬改定により、処遇改善に係る加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されることを踏まえ、新加算の取得促進に向け新たに個別相談窓口の設置や、新加算未取得の法人等を対象とした説明会の開催など、介護事業所の処遇改善の取組みを支援していくこととされている。
- ・保育士の処遇改善については、経験年数による加算や、研修や技能を積んだ者への加算、収入の3%（約9,000円）相当の引上げなどが行われている。
- ・保育士修学資金については、令和3年度に貸付人数枠が拡大されており、保育士資格取得を希望する学生の修学をさらに支援することとされている。

### (4) 富山県福祉カレッジの機能強化

(要望した結果報告)

- ・富山県福祉カレッジについては、福祉マンパワーの養成及び資質向上を図る中核的な拠点として、目的課題別研修等多くの研修に対して支援してきたところであり、各種研修の実績や効果を踏まえ、引き続き、福祉人材の養成及び資質向上のために支援を行うこととされている。

### (5) 介護ロボット・ICT導入に関する相談支援の拡充及び県内の福祉現場における好事例の共有並びに導入促進や援助技術向上のための研修の実施

(要望した結果報告)

- ・介護現場における業務負担の軽減と効率化を図り、また、コロナ禍において、通常より職員の業務負荷がかかっていること等から、介護ロボットやICT機器等の導入に対し支援することとされている。

#### 4 住民が地域福祉活動に主体的に参加するための土壌づくりについて

##### (1) 子どもから大人までの福祉教育を通じた地域福祉活動やボランティア・市民活動への参加促進に向けた支援拡充

（要望した結果報告）

- ・児童・生徒が地域で取り組むボランティア学習の推進や、社会人の地域活動やボランティア活動を促進するセミナーの開催など、ボランティア活動の参加促進を支援することとされている。

##### (2) ボランティアコーディネーター等の配置、資質向上などボランティア活動推進体制の強化

（要望した結果報告）

- ・県民のボランティア活動への参加促進のため、県・市町村社協にボランティアコーディネーターを設置しており、そのコーディネーターの養成研修を実施するなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援することとされている。また、災害救援市町村のボランティアセンターの情報発信の強化など被災地支援の向上を図るための研修を実施することとされている。

##### (3) 高齢者の生きがい・健康づくり及び社会参加の促進への支援並びに地域活動の担い手養成の充実強化

（要望した結果報告）

- ・老人クラブや県社協等が行う高齢者の生きがい・健康づくりに関する取組みを引き続き支援することとされている。
- ・エイジレス社会活動実践塾の開催を通して、高齢者の社会参加や交流を促進するほか、元気な高齢者が介護助手として活躍できるよう、人材を求める介護事業所とのマッチングを支援しており、引き続き、高齢者の生きがいづくりや地域活動の担い手として活躍できる環境の整備に努めることとされている。



## 5 利用者本位による福祉サービスの選択と福祉サービスの質の向上について

### (1) 第三者評価制度の推進及び苦情解決体制の整備促進

(要望した結果報告)

- ・第三者評価については、ホームページや広報誌等でのPRや、指導監査の機会に事業所へ受審を呼びかけるなど、さらなる受審率向上に向け取り組むこととされている。
- ・苦情解決体制については、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保や、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うための相談、助言、調査等を行う運営適正化委員会の設置運営に引き続き支援していくこととされている。

### (2) 第三者評価機関の拡充及び評価調査者の養成確保

(要望した結果報告)

- ・評価調査者の新規養成研修は3年に1度開催されているが、第三者評価の受審状況も踏まえ、効率的に養成できるよう開催頻度を検討することとされている。
- ・評価機関については、現在2機関が認証されているところであるが、受審数増加のためには、評価調査者の増加に加えて評価機関の増加が望まれるところであり、今後の受審状況を踏まえながら検討することとされている。

## 6 地域ニーズへの対応力向上と効果的・効率的なサービス提供に向けた経営支援について

### (1) 複数の社会福祉法人が連携・協働して地域の福祉・生活課題を解決するための取り組み推進及び社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税の堅持

(要望した結果報告)

- ・令和4年度から社会福祉連携推進法人制度が施行され、社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や法人の経営基盤の強化、地域共生の取り組みの推進などが可能となった。現在は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業において、1つのグループで取り組みが進められているところであるが、県内の具体的な動きを伺いながら、社会福祉法人の種別を超えた連携・協働化等による取り組みを支援していくこととされている。また、公益法人等への課税の動きについても、引き続き注視していくこととされている。

(2) 介護分野や障害福祉サービス等における生産性の向上に向けた、文書削減や簡素化の推進とともに、介護ロボットやICT等の活用促進のためのさらなる支援の拡充

(要望した結果報告)

- ・介護現場における業務負担の軽減と効率化を図ることに加え、感染症対策において、通常より職員の業務負荷がかかっていること等から、介護ロボットやICT機器等の導入に対し支援をしていくこととされている。
- ・障害福祉現場での職員の業務負担軽減や生産性向上の推進のため、令和元年より、ロボット機器やICT活用のための経費について支援されているところであり、国の令和5年度補正予算における、ロボット機器やICT活用に係る支援メニューを活用する等、引き続き支援していくこととされている。

## 7 災害時に対応できる地域づくりの推進について

(1) 災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制強化を含めた富山県災害福祉広域支援ネットワークのより一層の機能強化

(要望した結果報告)

- ・令和元年10月に富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会、令和3年1月に災害派遣福祉チーム「富山DWAT」が設置され、令和6年1月能登半島地震では要請に基づき、石川県に応援派遣したところであり、引き続き、チーム員登録研修に加え、令和4年度から実施しているフォローアップ研修の実施により、体制強化に取り組むこととされている。

(2) 社会福祉法人・福祉施設、事業所が被災した場合の早期の事業再開、復興に向けた事業継続計画(BCP)の策定とその実効性を高める取組みの支援

(要望した結果報告)

- ・令和6年度以降、BCPの策定が義務化されることから、施設・事業所への運営指導等を通じ、BCPの策定状況を確認し、必要な指導を行っていくこととされている。

(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営費等の公費負担並びに災害法制に「福祉の支援」を明記されるよう国への働きかけ

（要望した結果報告）

- ・災害ボランティアセンターに係る費用については、令和2年8月以降「ボランティア活動と都道府県・市町村の実施する救助の調整の事務を災害ボランティアセンターに委託して実施する場合」の person 費及び旅費について、災害救助法の国庫負担の対象となっており、引き続き、災害時の福祉的支援の重要性に照らし、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る体制の整備に取り組むこととされている。

## 8 福祉関係団体の育成・支援について

### 多種多様な福祉関係団体の活動等に対する支援

（要望した結果報告）

- ・複雑化・困難化する福祉ニーズに的確に対応するための多種多様な福祉関係団体に対する助成活動等に対して、引き続き支援していくこととされている。